

各種法令による児童等の年齢区分

「児童」の定義が法律上明示されている主な法律

児童福祉法	児 童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童虐待の防止等に関する法律	児 童	18歳未満の者
児童扶養手当法	児 童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児 童	20歳未満の者
児童手当法	児 童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児 童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児 童	18歳未満の者
労働基準法	年 少 者	18歳未満の者
	児 童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
(参考)		
児童の権利に関する条約	児 童	18歳未満の者

各種法令による児童等の年齢区分

その他児童に類する者を法律上明示している主な法律

民法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男満18歳, 女満16歳〔未成年者は, 父母の同意を得なければならない。〕
刑法	刑事責任年齢	満14歳
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
少年法	少年	20歳未満の者
母子保健法	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	小学校就学前子ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	(年齢区分に関する規定はない。※)

※ 子ども・若者育成支援推進法の規定に基づき策定された「子ども・若者ビジョン」においては、それぞれ対象となる者を以下のように定義している。

- ・子ども: 乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)、学童期(小学生)及び思春期(中学生からおおむね18歳まで)の者。
- ・若者: 思春期、青年期(おおむね18歳からおおむね30歳未満まで)の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象。